

令和 7 年 8 月 4 日 開 会

令和 7 年 8 月 8 日 閉 会

佐 賀 中 部 広 域 連 合 議 会 定 例 会 会 議 録

佐賀中部広域連合議会

令和 7 年 8 月 定 例 会

1 会 期 8月4日から8月8日までの5日間

2 議事日程

【 】は参考記載

日次	月 日	曜	開議 時刻	議 事
1	8月4日	月	10：00	○開 会 ・会期決定 ・諸報告 ・第17号～第23号議案 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	8月5日	火	—	【常任委員会 議案審査】
3	8月6日	水	—	
4	8月7日	木	—	
5	8月8日	金	10：00	【議会運営委員会】 ・第17号～第23号議案 委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉 会

目 次

8月定例会議案等	3
8月定例会一般質問項目表	4

【8月4日（月）】

●開会	7
●会期決定	7
●諸報告	7
●第17号～第23号議案	
○上程	7
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長）	7
○質疑	7
○委員会付託	7
●広域連合一般に対する質問（3人）	8
◎諸泉定次議員	8
「1 映像通報システムの導入に伴う周知について」	
◎答弁者：消防局副理事兼情報司令課長（嶋勝寿）	
「2 マイナ救急について」	
◎答弁者：警防課長（青木謙一郎）	
「3 林野火災及び山林火災の対応」	
◎答弁者：警防課長（青木謙一郎）	
「4 消防局における救急体制について」	
◎答弁者：警防課長（青木謙一郎）	
「5 介護職員へのハラスメント対応指導」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
「6 介護サービス事業所の離職防止と安定的な運営について」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
「7 介護保険の利用状況などのわかりやすい広報」	
◎答弁者：総務課長兼業務課長（秀島智英）	
◎大野秋人議員	15
「1 オスプレイ配備に伴う佐賀広域消防局の備えについて」	
◎答弁者：警防課長（青木謙一郎）	
◎山下明子議員	17
「1 制度創設から25年、介護保険の現状と課題を問う～安心して利用できる制度のために」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
◎答弁者：総務課長兼業務課長（秀島智英）	
「2 介護認定調査業務の委託について」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
〔当日配付資料〕	

・ 諸報告	25
・ 委員会付託区分表	25

【 8 月 8 日（金） 】

● 第17号～第23号議案	
○ 委員長報告	29
・ 介護・広域委員会（◎諸泉定次委員長）	29
○ 委員長報告の省略	29
○ 報告に対する質疑	29
○ 討論	29
○ 採決	30
● 議決事件の字句及び数字等の整理	30
● 会議録署名議員指名（大野秋人議員、稲葉嵩広議員）	30
● 閉会	30
〔当日配付資料〕	
・ 委員会審査報告書	31

● 8 月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第17号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	令和7年8月8日 認定
第18号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	令和7年8月8日 認定
第19号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	令和7年8月8日 認定
第20号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）	令和7年8月8日 可決
第21号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）	令和7年8月8日 可決
第22号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）	令和7年8月8日 可決
第23号議案	佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	令和7年8月8日 可決

報告書等	
第 3 号 報 告	専決処分の報告について
介護・広域委員会審査報告書	
消防委員会審査報告書	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和 7 年 8 月 8 日 決定

一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会

令和 7 年 8 月 定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	諸 泉 定 次	一問一答	1 映像通報システムの導入に伴う周知について 2 マイナ救急について (1) マイナ救急の目的 (2) 管内のマイナナンバーカードの普及率 (3) マイナ救急のメリット・デメリット (4) 実証事業の準備 (5) 広域消防局の対応、職員との協議 (6) 広域消防局での検討 3 林野火災及び山林火災の対応 (1) 全国、県内、管内の発生状況（過去 3 年間） (2) 管内の山林面積。脊振山系や天山山系などで自治体や他の消防局との意見交換、協議会は (3) 訓練等の実績、機材状況 (4) 今後の備え 4 消防局における救急体制について (1) 救急件数の推移と救急体制の現状 (2) 現状の救急体制の課題と対応策 5 介護職員へのハラスメント対応指導 (1) 介護サービス事業所での現状把握と研修指導は (2) 職員からのハラスメント相談への対応状況について (3) ハラスメント対策の好事例の周知について 6 介護サービス事業所の離職防止と安定的な運営について (1) 介護職員の職場定着にかかる介護職員等処遇改善加算の支給状況について (2) ケアマネジャーによる公平なサービス提供について 7 介護保険の利用状況などのわかりやすい広報 諸物価高騰での、介護保険料への不満がある。誰でも分かる様な広報のあり方
2	大 野 秋 人	一問一答	1 オスプレイ配備に伴う佐賀広域消防局の備えについて 佐賀駐屯地開設のオスプレイ配備に伴い、航空機の事故等に対する備えの状況について問う (1) 対応体制について (2) 対応する装備と手順の整備状況について (3) 外部との連携体制について
3	山 下 明 子	一問一答	1 制度創設から 25 年、介護保険の現状と課題を問う～安心して利用できる制度のために (1) 施設介護 (2) 居宅介護 (3) 介護人材確保 (4) 構成市町との連携 (5) 当連合独自の課題認識と対応は (6) 国・県への問題提起は 2 介護認定調査業務の委託について

令和 7 年 8 月 4 日

令和7年8月4日（月）

午前10時00分～午前11時57分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 坂口 絹代	○	○	—	11. 江原 新子	○	○	—
2. 古賀 公彦	○	○		12. 藤田 佳典	○	○	
3. 香月 チェミ	○	○		13. 山田 誠一郎	○	○	
4. 諸泉 定次	○	○		14. 川副 龍之介	○	○	
5. 大野 秋人	○	○		15. 重松 徹	○	○	
6. 白石 昌利	○	○		16. 堤 正之	○	○	
7. 古川 輝英	○	○		17. 福井 章司	○	○	
8. 筒井 佐千生	○	○		18. 川原田 裕明	○	○	
9. 中島 妙子	○	○		19. 黒田 利人	○	○	
10. 稲葉 嵩広	○	○		20. 山下 明子	○	○	

【凡例】会議時間：①10:00～11:03 ②11:15～11:57 ○：出席 欠：欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	南 里 隆	副広域連合長	實松 尊徳
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	池田 一善
事務局長	宮崎 直樹	消防局長	村上 正
総務課長兼業務課長	秀島 智英	消防副局長兼佐賀消防署長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀 愛康	消防副局長兼総務課長	松本 和晃
消防局副理事兼予防課長	久米 勝義	消防局副理事兼情報指令課長	嶋 勝 寿
警防課長	青木 謙一郎		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	秀島 智英
議会事務局副局長	北村 康祐	議会事務局書記	片山 寛康
議会事務局書記	中島 優	議会事務局書記	倉谷 裕

本 日 の 案 件

●開会

●会期決定

●諸報告

●以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託

- 第17号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第18号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第19号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
- 第20号議案 令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第21号議案 令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22号議案 令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
- 第23号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

●広域連合一般に対する質問

氏 名	質 問 事 項
諸 泉 定 次	1 映像通報システムの導入に伴う周知について 2 マイナ救急について 3 林野火災及び山林火災の対応 4 消防局における救急体制について 5 介護職員へのハラスメント対応指導 6 介護サービス事業所の離職防止と安定的な運営について 7 介護保険の利用状況などのわかりやすい広報
大 野 秋 人	1 オスプレイ配備に伴う佐賀広域消防局の備えについて
山 下 明 子	1 制度創設から25年、介護保険の現状と課題を問う～安心して利用できる制度のために 2 介護認定調査業務の委託について

● 開 会

◇議長（重松徹議員）

おはようございます。ただいまから令和7年8月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

● 会期決定

◇議長（重松徹議員）

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から8月8日までの5日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から8月8日までの5日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸 報 告

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第2号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告（25ページ掲載）〕

● 議案上程

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により第17号から第23号、以上の議案を一括して議題とします。

なお、これとは別に、専決処分の報告についてが第3号報告として提出されていることを申し添えます。

● 提案理由説明

◇議長（重松徹議員）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、第17号から第19号までの議案は、令和6年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度決算に伴う諸経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第20号議案「一般会計補正予算（第1号）」は、補正額3,735万円で、補正後の予算総額は、約17億27万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、子ども・子育て支援金制度に対応するための人事給与システムの改修費等となっております。

次に、第21号議案「介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、補正額約9億8,736万円で、補正後の予算総額は、約334億2,318万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置となっております。

次に、第22号議案「消防特別会計補正予算（第1号）」は、補正額約1億1,170万円で、補正後の予算総額は、約56億5,167万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置となっております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に、第23号議案「佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、人事院の勧告等に鑑み、職員の育児等及び介護と仕事との両立を支援するため、育児のための部分休業の取得形態の追加等を行う必要があるものであります。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長（重松徹議員）

これより議案に対する質疑を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

● 議案の委員会付託

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により議案の委員会付託を行います。

第17号から第23号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表

（25ページ掲載）]

● 広域連合一般に対する質問

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

○諸泉定次議員

おはようございます。小城市の諸泉でございます。通告をいっぱい書いてはおりますけれども、そんなに時間はかからないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、映像通報システム導入に伴う周知についてであります。

これは、私が昨年7月議会でライブ映像導入と、その当時はそういう表現をしておりましたが、質問をしまして、早速、今年6月から導入をされております。大変ありがたく、また、火災や救急の現場で状況を正確に伝えられないときに、スマホによる映像を指令室に送ることにより、救急出動に正確な情報を伝え、迅速に対応するシステムであります。もちろんこれは通報者が最初から映像通報を行うのではなく、119番を受けた指令室が通報者の説明で、どういった火災や病状、もしくは事故状況が分からないときに、指令室から指示してスマホによる映像を指令室に送ってもらい、現場の状況を正確に把握して火災や救急が迅速に対応できる優れたシステムであると思います。

そこで、この映像通報システムを有効に活用するためには、119番通報される市民、住民の理解と協力が必要であります。どのように周知されているのか、質問をします。この質問は総括のみとします。

次に、マイナ救急について質問をいたします。

総務省は、健康保険証の代わりにマイナンバーカードの導入と普及を図ってきました。御存じのように、最初はマイナンバーカードを取得すると2万円分のポイントがつき、また、自治体では土曜、日曜、休日にも窓口を開け、商業施設での受付など、大変な税金を導入して普及促進を図ってまいりました。

もともとマイナンバーカードは、病歴、かかり

つけ医、薬や医療機関がすぐに分かる、とても便利なものとなるはずでしたが、今年4月から個人所有の全ての金融機関のひもづけまで奨励し、推進をしております。予想していたとおり、導入されない方は金融機関とのひもづけに不安と安心がなく、不信感すら持っています。まさに国民一人一人を監視、財産まで掌握するものとなっており、今から質問するマイナ救急にも批判的立場で質問をします。

まず、マイナ救急の目的です。答弁は恐らく国の言うことを伝えるだけでしょうけれども、一応質問します。

次に、管内のマイナンバーカードの普及率について、各市町ごとに質問をいたします。

続いて、マイナ救急のメリット、デメリットについて質問をしますが、メリットだけを強調するのではなく、こうした欠陥もあると、国がマイナンバーカードを奨励している関係上、言いにくいとは思いますが、答えられる範囲で答弁をしてください。

次に、国はこれまで全国の消防局の一部に実証事業を進めてきました。そして、今年から全国の全ての消防局に実証事業が導入されます。佐賀広域消防局も例外ではありません。どのように準備を進められているのか、質問をいたします。

次に、佐賀広域消防局の対応、職員との協議です。昨年は機構改革問題で一時的な指示命令的な側面があり、職場の不平不満が外部まで漏れるという異常な事態でした。こうしたことから、たとえ国が決めたこととはいえ、消防局としての対応、職員への周知徹底がどうされているのか、要は、救急出動して、現場でマイナンバーカード普及促進でのトラブルがないようにという意味合いからの質問です。火災や救急出動は人命救助が何よりも勝る出動です。決してマイナンバーカードを持参しているかなどで通報者とトラブルが発生しないように、人命救助、事故対応が何より優先されることなど、職員との意思統一を図っていただきたい。

次に、マイナ救急の最後の質問ですが、広域消防局でこれらを含めてどのように対応され、検討

されているのか、お聞きします。

次に、林野火災及び山林火災の対応について質問します。

気候変動により世界中で大規模な山林火災が起っています。国内でも、岩手県の大船渡市、岡山県岡山市、愛媛県今治市など、相次いで大規模な山林火災が多発しています。気候変動が世界的に進む中で、異常な気温の上昇で、森林火災は防ぐ手だてがない状態となっています。そして、この異常気象は今後も続くと思われて間違いないようでもあります。

そこで、下記の点について質問いたします。

過去3年間の全国、県内、そして、管内での林野火災の事例、県内の事例がどうであったか。

2つ目、管内の山林面積。神埼市をはじめ、吉野ヶ里町、福岡市などの脊振山系や、多久市、唐津市、小城市、佐賀市管轄の天山山系などでの自治体や他の消防局との意見交換や協議会はどうなっているのか。

3番目に、訓練等の実績、機材の状況。

4番目、今後の備え。

以上について質問をいたします。

最後に、消防の最後の質問ですが、消防局における救急体制について質問をいたします。

救急については、右肩上がりの救急出動で、特に夏場は増えています。一方、救急隊は人員的に限られ、しかも、佐賀署などではひっきりなしの出動で疲労は大変大きいと思います。

こうした中で、本当に救急隊の人員は足りているのか。命を守る消防行政にあって、人員不足による救急出動の遅れや医療機関との連携が十分でなくなると、住民の命を守る最後のとりでが崩れることになります。消防は、自己の効率化、機材の高度化など、時代に合わせたスピーディーな対応を絶えず進めていますが、しかし、最終的に人による対応が欠かせません。

そこで、以下の点について質問をいたします。

救急件数においては年々増加傾向にあると認識していますが、救急件数の推移と救急体制の現状について、どのようにされようとしているのか、質問します。

以上、消防行政の総括質問とし、あとは一問一答とします。

次に、介護行政について質問します。

介護職員へのハラスメント対応指導についてであります。これまでは職員による利用者への虐待や暴言、暴力などの把握や防止について質問してきましたが、今回は介護職員へのハラスメント防止で質問をいたします。

御承知のように、介護職員は、諸物価高騰の中、人手不足の職種の一つです。しかも、他の産業と比べると賃金は相対的に低い。離職防止も含め、介護職員へのセクハラ、パワハラ、カスタマーハラスメントなど、広域連合で把握しているのか。また、ハラスメントに係る研修や指導は行っているのか、質問をします。

また、通告でしています(2)と(3)については一問一答とします。

次に、介護職員の職場定着に係る介護職員等処遇改善加算の支給状況はどうなっているのか。聞けば、職種や事業所の規模で違うように聞きます。

そこで、適切に支給されているのか、確認を行っているのか、質問いたします。

また、通告しています(2)については一問一答とします。

次に、介護行政の最後の質問ですが、これは総括質問だけとしますが、さきの参議院選でも、社会保障費の削減で手取りを増やすなどの主張をされた政党もありました。また、私の周りでも、定年を過ぎた方で健康な人は介護保険のお世話になっていないということで、介護保険料が高いと言う人がいます。私は、みんなで支えている制度で、保険料なしではどうして維持できますかと。また、自分がお世話になるときは自己負担では限界ですよと言うものの、文句を言う人は納得しません。この傾向が広がることを危惧します。

そこで、介護保険について、誰でも分かりやすい広報、どのような周知の広報を行っているかを質問し、介護行政の総括質問とします。

あとは一問一答とします。

○消防局副理事兼情報指令課長（嶋勝寿）

おはようございます。私から映像通報システム

の導入に伴う周知についてお答えします。

映像通報システムにつきまして、本局では令和7年6月1日から運用を開始しております。

まず、この映像通報システムの一連の流れを説明しますと、119番通報の内容から、指令センター員が現場の詳しい状況を把握することで被害が軽減されると判断し、かつ通報者の安全が確保されている場合に映像提供の協力を依頼します。通報者の承諾をいただいたら、スマートフォンへショートメッセージを送信します。このショートメッセージに接続用のURLを添付していますので、それを開いていただくことで映像通報が開始され、指令センターへ現場の映像が送信されるものです。このシステムを活用することにより、従来の音声のみの119番通報では伝えることが難しい傷病者の容態、火災や事故の状況をリアルタイムな映像で確認することが可能となります。

このシステムによる効果としましては、現場状況の早期把握が可能となりますので、火災や救助の場合には、必要に応じて部隊の増強や必要な資器材の事前準備など、災害対応の迅速性、確実性の向上による被害の軽減が図れます。救急の場合には、心肺蘇生法などの動画を通報者へ送ることによって傷病者に必要な応急処置が可能となり、救命率の向上が期待できます。

このシステムの使用には通報者となられる住民の皆様の御理解と御協力が必要となりますので、継続的に広報を実施し、認知度を高めることが重要と認識しております。現状としましては、連合だよりや本局ホームページへの記事掲載のほか、SNSを活用しての動画配信による広報を行っております。

今後も様々な媒体による広報を継続し、映像通報システムの認知度を高め、有効に活用することで、災害による被害の軽減や救命率の向上を図り、住民の皆様の安心・安全の確保に努めたいと考えております。

以上でございます。

○警防課長（青木謙一郎）

おはようございます。私からまず、マイナ救急についてお答えします。

マイナンバーカードを活用した救急業務、いわゆるマイナ救急の目的についてですが、マイナ救急とは、マイナンバーカードに健康保険証利用の登録をしたマイナ保険証を救急現場で活用し、オンラインで傷病者の正確な医療情報などが閲覧できる仕組みです。このことにより、救急隊員は正確な情報を把握することができ、適切な処置と医療機関への搬送が今以上に期待され、救急業務の円滑化につながると考えます。これがマイナ救急の目的であります。

次に、管内のマイナンバーカード普及率ですが、現在、総務省が公表している令和7年6月末現在の資料におきまして、佐賀市は80.4%、多久市80.8%、小城市83.4%、神埼市82.5%、吉野ヶ里町82.7%で、本局管内の平均普及率は81.8%となります。この本局管内の平均普及率は全国平均の普及率78.7%を上回っている状況となっております。

マイナ救急のメリットとデメリットですが、現時点ではまだ実証事業を開始していないので、断定的に申し上げるのは困難ですが、まず、メリットとして期待されることは、目的で述べましたとおり、正確な医療情報が閲覧できることにより救急業務の円滑化につながることです。総務省消防庁の報告では、既に実施している消防本部の結果で有益であったとの回答が数多くあったとのことでした。

例えば、高齢者の夫婦世帯で情報の聴取が困難であったが、マイナ救急により受診歴が把握でき、適切な搬送につながった事例、心肺停止傷病者で持病などが把握できない中、マイナ救急によって病歴が分かり、事前に搬送先病院へ持病を伝えることができたため、迅速な手術につながって一命を取り留めることができた事例など、よい結果が確認されております。

一方、懸念されることは、これから運用となるため、あくまで推察ではありますが、マイナ救急はオンラインで閲覧するため、通信障害により閲覧ができないことや機器の不具合によるトラブルが考えられます。

次に、実証事業に向けての準備ですが、この実

証事業は10月1日に全国一斉に始まります。本局では広報活動やマニュアル作成などの準備をしています。

消防局の対応、職員との協議については、救急隊員が安心して円滑に運用できるよう事前に訓練を行い、また、マニュアルについては救急隊員の意見を聞き入れながら作成したいと考えております。

消防局としましては、マイナ救急の実証事業が開始することに伴い、本事業の運用実態や有効性についての的確に検証を行う必要があると認識しております。具体的には、マイナ救急により実際の救急活動や搬送先医療機関の選定にどの程度有効に機能しているか、救急隊員の意見を聞きながら検証してまいります。また、今後、国による実証事業結果の公表なども注視しつつ、必要に応じて運用方針を見直してまいります。

続きまして、林野火災及び山林火災の対応についてお答えします。

初めに、全国、県内、管内での過去3年間の林野火災の発生状況ですが、全国の件数は、令和4年1,239件、令和5年1,299件、令和6年833件、県内では、令和4年は23件、令和5年15件、令和6年5件、本局管内では、令和4年3件、令和5年5件、令和6年4件となっています。

また、今年に発生した全国での主な大規模林野火災の被害状況ですが、令和7年2月26日から4月7日にかけて発生した岩手県大船渡市の林野火災で、1,896世帯4,596人への避難指示が出され、死者1名、被害建物は226棟、焼損林野面積は約3,370ヘクタールの被害となっています。

次に、令和7年3月23日から4月11日にかけて発生した岡山県岡山市の林野火災では、1,091世帯2,133人への避難指示が出され、被害建物は6棟、焼損林野面積は約486ヘクタールの被害となっています。

次に、令和7年3月23日から4月14日にかけて発生した愛媛県今治市の林野火災では、負傷者4名、被害建物は27棟、焼損林野面積は約481ヘクタールの被害になっています。

また、全国で発生している林野火災の主な発生

原因は、たき火や火入れなど、人的要因によるものが上位となっております。大規模な林野火災に発展する要因としては、強風、乾燥などの気象条件やその地域の地形状況などによるものであると考えられます。

続きまして、管内での山林が占める割合についてですが、佐賀県森林・林業統計要覧によりますと、管内の全体面積7万9,330ヘクタールに対して山林面積は41%の3万2,658ヘクタールとなっています。

続きまして、管内の天山山系と脊振山系での林野火災への対策ですが、現在、天山山系では天山山系火災対策連絡協議会があり、構成団体は佐賀市、唐津市、小城市、多久市と各市消防団、唐津市消防本部及び本局となっており、5年に1回の訓練を実施しております。また、脊振山系では脊振山系火災対策連絡協議会があり、構成団体は福岡及び佐賀森林管理署、自衛隊、福岡市、那珂川市、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町と各市町消防団、福岡市消防局、春日・大野城・那珂川消防本部及び本局などとなっており、3年に1回の訓練を実施しています。

続きまして、消防局の林野火災に対応する装備状況についてですが、本局には、持ち運びできる消防ポンプと動力噴霧器を装備した林野火災対応の消防車両を多久消防署、神埼消防署にそれぞれ1台ずつ配備しています。また、全ての消防署には、水を背負って手動で消火する背負い式水の水やチェーンソーなどを装備しています。

それでは次に、救急件数の推移と救急体制の現状についてお答えします。

まず、救急件数の推移ですが、令和2年における救急出動件数は1万3,934件でありましたが、その後、令和3年は1万4,891件、令和4年には1万7,928件、令和5年は1万8,921件、令和6年には1万8,692件となっております。令和6年は5年前の令和2年と比較いたしまして4,758件の増加となっております。

次に、救急体制として、救急需要に対しては、現在16の救急隊で対応しております。

なお、令和6年の地域別の件数で見ますと、

佐賀市で1万2,969件、多久市で1,012件、小城市で2,214件、神埼市で1,600件、吉野ヶ里町で834件となっており、佐賀市が全体の約69%を占めております。

また、本局にある全消防署の14か所別で見ますと、佐賀消防署が全体の約29%、佐賀消防署西分署が約12%で、この2署が全体の約41%を占めており、出動が集中している状況となっております。

熱中症が多く発生する時期では、特に熱中症警戒アラートが発表された場合は、日勤業務を行っている警防課職員が臨時の救急隊として準備を行い、全体の出動が逼迫したら出動する体制を取っております。

なお、過去3年では、この臨時の救急隊での出動実績はなく、現状の16隊で対応できている状態です。

以上でございます。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

おはようございます。私からはまず、介護サービス事業所におけるハラスメントの現状把握と研修、指導についてお答えします。

ハラスメントの現状につきましては、本広域連合における相談窓口において、事業所職員からのハラスメントに係る相談により把握ができることがございます。相談があった際には、詳しく状況をお伺いしながら、労働局などの関係機関の紹介や助言などを行っております。

事業所におけるハラスメント対策としましては、本広域連合で開催する集団指導において、厚生労働省が作成したマニュアルや管理者・職員向け研修の手引などを紹介し、その活用を呼びかけております。また、運営指導において、国が定める基準に従い、ハラスメントを防止するための方針の明確化や、職員への周知、啓発を行うよう指導しております。本広域連合独自の取組としましては、今年11月に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の職員を対象としたカスタマーハラスメント研修を開催することとしております。

次に、介護職員の職場定着に係る介護職員等処遇改善加算の支給状況についてお答えいたします。

処遇改善加算につきましては、事務負担の軽減

などを図るため、3種類あった加算が令和6年度に一本化され、加算率も従来から引き上げられました。

改正後の支給の状況ですが、令和6年度の処遇改善加算の対象となるサービス事業所の取得率は94.2%となっております。適切に支給がなされているかどうかの確認につきましては、まず、加算を取得している事業所は毎年、実績報告書を提出することとなっているため、書類にて加算要件を満たしているかどうかの確認を行っております。

また、加算を取得している事業所については、運営指導時において対象職員への支給状況を確認しております。その際に、特定の職員への著しく偏った支給や対象外の職員への支給などの不適切な配分が確認された場合には、適正に配分し直すなどの改善を行うよう指導しております。

以上でございます。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

おはようございます。私からは介護保険制度の周知、広報の現状についてお答えいたします。

議員が言われるように、介護保険制度について、介護保険は使わないからなどで御不満をお持ちの方などいらっしゃるのも事実です。介護保険制度というのは助け合いの制度としての仕組みを周知することが重要であると考えて、広報に取り組んでおります。

本広域連合としては、介護保険の現状をお知らせする佐賀中部広域連合だよりを年に2回、全戸配付を実施しております。また、制度概要を分かりやすく周知するため、事業計画を策定する3年ごとの広報として、令和6年度は事業の概要をお知らせする介護保険サービスガイドを全戸配付しております。

介護保険制度を詳しく説明している介護保険べんり帳を毎年度更新しており、ケアマネジャーなどからの高齢者への説明に活用していただいております。

そのほかに、被保険者を対象に、65歳到達により資格を取得される方などにお届けしている被保険者証や、4月に送付する保険料仮算定の通知書、7月に送付する本算定の通知書に制度の概要を説

明するためのリーフレットを同封し、介護保険制度の周知に努めております。

さらに、構成市町の広報紙とも連携を行い、介護保険制度や保険料の納付について掲載いたしております。

今後も、本広域連合だけでなく、構成市町とも連携して、より分かりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず、消防のほうから一問一答させていただきますけれども、先ほど答弁いただきましたマイナ救急について、マイナンバーカードを提示され、事例を確認するわけですが、その際、時間がかかったり、その他懸念されることについての改善策はどうされるのか、まず質問をいたします。

○警防課長（青木謙一郎）

総括でも申しましたとおり、まだ実証事業を開始していませんので、断定的に申し上げるのは困難ですが、現在でも、機器障害のトラブルなど不測の事態が発生した場合は、別の手段に切り替え、臨機応変に対応しているところでございます。マイナ救急におきましても同様に、安全、迅速な対応をしていきます。

以上です。

○諸泉定次議員

ぜひ臨機応変な対応をお願いしたいと思います。

次に、大規模な林野火災対応訓練で、総括答弁の中で、天山山系、脊振山系、3年と5年それぞれに訓練が実施されているということでありますけれども、この異常気象がこれからも続くということであれば非常に危惧されるところでありまして、広域消防局ではそれ以外の訓練状況はどうされているのか、質問いたします。

○警防課長（青木謙一郎）

本局では、天山山系や脊振山系で行っている他機関との連携訓練以外に、各消防署におきまして、消防団と行う消防用水を長距離に送水する連携訓練や、佐賀県防災ヘリとの連携訓練、災害現場にミキサー車で消防用水を供給する内容の協定を交

わしている佐賀県生コンクリート協同組合との連携訓練などを毎年実施しております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、大規模な林野火災対応として、今後の備えはどうされているのか、質問いたします。

○警防課長（青木謙一郎）

今後の備えとして、引き続き今述べた訓練などを継続して行っていくとともに、他地区で発生した大規模な林野火災の事例を基に、林野火災予防対策の検討や、これまで行ってきた訓練内容及び回数などを検証し、必要に応じて見直していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは次に、救急体制について一問一答をさせていただきます。

救急出動件数は年々増加しているという総括答弁でもありましたけれども、気温の上昇に伴う熱中症による救急出動要請も増えているというふうに思われますけれども、現在の救急体制の課題をどのように捉えられているのか、質問いたします。

○警防課長（青木謙一郎）

現状の救急体制の課題として、まず、救急出動の件数の増加に伴いまして、10年前と比較すると、救急車の現場到着時間の平均時間で約1分の遅れが生じていることが挙げられます。補足としまして、令和6年の平均現場到着時間は9分30秒となっています。特に人口が集中している佐賀消防署及び西分署管内の出動が増加しており、これらの救急車が出動している間に同じ管轄エリアから次の要請が入れば、おのずとほかの離れた消防署から救急車が駆けつけることとなり、これが救急車の現場到着時間の遅れの要因になっていると分析しております。

次に、将来的な救急救命士の不足が課題として挙げられます。救急隊1隊を運用するに当たって、救命士を救急車に最低でも1名乗車させるよう各所属に配置しているところですが、救命士有資格者の退職や育児休暇の取得促進のほか、現在検討中の日勤救急隊の創設などによって、将来的に現

場の救急救命士の数が不足すると予測しております。

以上2点が現状の救急体制の課題と捉えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

先ほどの質問の中で、救急隊員の不足というのが懸念されるということであります。それに併せまして、救急救命士の退職とか育児休暇、日勤救急隊の創設など説明がありましたけれども、こうしていろいろ総合的に見たときに、それらの課題に対する対応、これをどうされるのか、質問いたします。

○警防課長（青木謙一郎）

まず、1つ目の課題である救急車の現場到着時間の遅れについてですが、現在、救急車の適正配置や、出動が集中する日中の時間帯に重点的に運用する日勤救急隊の編成について検討を進めているところでございます。

次に、将来的な救急救命士の不足への対応策についてお答えします。

この課題への対応としまして、救急救命士の新規養成者の数を令和7年度まで年間で4名としていたものを、令和8年度から5名に増員し、救命士不足の解消を図ることとしております。

今後も救急体制の課題を整理、分析しながら、持続可能かつ的確に対応できる救急体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ努力をしていただきたいと思います。

以上、消防行政の一問一答を終わります。次に、介護行政の一問一答に移りますが、議長、移っていいでしょうか。

◇議長（重松徹議員）

はい、どうぞ。

○諸泉定次議員

ありがとうございます。

それでは、介護行政の一問一答に移らせていただきます。

まず、介護職員からのハラスメント相談がどう

であったのか、また、その対応はどうされたのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

ハラスメント相談への対応状況についてお答えいたします。

まず、介護職員からのハラスメントに関する相談があった件数につきましては、令和4年度14件、令和5年度12件、令和6年度15件となっております。

相談の内容といたしましては、職場でのハラスメントとしまして、管理者からの職員への長時間の叱責や特定の職員の無視などがございました。また、利用者や家族からのハラスメントとしましては、利用者からの罵声やセクハラなどがございました。

上司などによる職場でのハラスメントにつきましては、状況に応じて労働局の紹介も行っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ離職防止のためにも、より細やかに対応していただきたいと思います。

次に、ハラスメント対策の好事例となるような事例があれば、各事業所等への周知などを行ってもいいと思われますけれども、広域連合としてはどうされているのか、質問いたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

ハラスメント対策の好事例の周知についてお答えいたします。

現時点では、ハラスメント対策の参考となるような好事例は把握しておりませんので、引き続き厚生労働省のマニュアル、手引に掲載されている相談受付、対応方法などの活用について周知をしてまいります。

今後、本広域連合で受けた相談ケースなどで事業所の参考になる事例を把握できた際には、事業所への情報提供も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

最後に、介護の一問一答をさせていただきますけれども、ケアマネジャーによるサービス提供に

偏りがないのかということで質問をします。

これは例えば、事業所に所属されているケアマネジャーやおたっしや本舗に所属するケアマネジャーなど、それぞれ若干の立場の違いがありますが、それでも、そうしたときに、サービス提供に偏りがないのか、そうした確認は行っているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

ケアマネジャーによる利用者へのサービス提供に偏りがないか、お答えいたします。

利用者へのサービス提供が偏らないための対策については、国が定める基準に従い行っております。

まず、居宅介護支援事業所への運営指導において、利用者がサービスを選択できるように複数の事業所を情報提供するよう指導しております。また、正当な理由がなく介護サービスの提供が特定の事業所に偏っている場合には、居宅介護支援費を減算することとなっております。このため、年2回の居宅介護支援事業所からの届出などにより、その確認を行っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひよりよいサービス提供を行うように監視、また、指導を行っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議長（重松徹議員）

このまま広域連合一般に対する質問を続けます。

○大野秋人議員

皆さんおはようございます。本日は質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。テーマはオスプレイ配備に伴う備えについてです。

初めに申し上げます。本広域連合の管内には陸上自衛隊目達原駐屯地や佐賀空港が立地しており、都市部の大きな空港などに比べれば便数は少ないものの、日常的に民間機や自衛隊機が離着陸し、その航路が構成市町の上空を通過する場合もございます。このような状況を踏まえると、航空機事故のリスクは決してゼロではなく、現実的な課題

として捉え、平時からの備えが重要であるかと考えます。

また、皆様の御記憶にもあるかと存じますが、過去には神埼市内におきまして痛ましい航空機関連の事故が実際に発生しております。本来、このような事故は絶対にあってはならないものでありますが、万が一発生した場合には、被害の拡大を防ぐためにも、迅速かつ的確な初動対応が不可欠であると考えます。

さらに、現在、開設されたばかりの陸上自衛隊佐賀駐屯地では新型機種のオスプレイ17機の配備が進められ、本格的な運用が予定されています。また、報道によりますと、今後は約50機のヘリコプターの移駐も予定されているとのこと、これは皆さん御存じのとおりかと思います。

オスプレイにつきましては、垂直離着陸が可能な特殊な構造を持ち、構造も複雑であるため、万が一の際には搭乗者の救助活動等において通常の航空機とは異なる対応が必要である可能性があると考えております。また、このオスプレイの開発段階から度重なる事故が報道されてきた経緯を踏まえ、万全な備えの必要性は一層増しているものと私は認識しております。

オスプレイに限らず、佐賀空港を離発着する民間航空機を含む現代の航空機には、航空燃料、作動油、リチウムイオンバッテリー、あと、炭素繊維強化プラスチックなど、消火・救命活動中に二次災害を引き起こしかねない物質も使用されていることから、事故の現場では高度な専門知識と装備、そして、的確な初動対応が必要かと思います。初動の遅れや不適切な装備は、人命救助や消火活動に当たる職員や住民の健康、生命を脅かす可能性があると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

万が一、民間航空機の事故が発生した場合、本広域消防局としての現在の関係機関との連携体制や備えの状況はどのような状況でしょうか、総括的に伺います。

その上で、それぞれの項目につきましては後ほど一問一答形式で順にお尋ねいたします。

○警防課長（青木謙一郎）

私からオスプレイ配備に伴う備えについてお答えします。

まず、総括質問のあった佐賀空港及びその周辺における航空機事故などに対する備えとして、佐賀空港が自衛隊、警察、佐賀県医師会、消防などの関係機関で連絡協議会を設置し、佐賀空港緊急時対応計画を策定しております。

この計画には主として、災害発生時における各機関の役割分担や相互の連絡体制、連携体制などが示されています。連絡協議会では毎年会議が開催され、意見交換を行いながら計画の見直しが随時行われております。

また、本局は佐賀空港と個別に佐賀空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書を結んでおります。この協定書は、先ほど述べました佐賀空港緊急時対応計画に基づき、航空機事故などによる火災発生時に、空港職員は航空機の種類及び搭乗人員、消防車両の集合場所及び進入ゲート、残燃料及び搭載危険物などの情報を消防へ提供し、消防は活動全体の指揮を執ることとした具体的な協力内容を示したものです。

以上でございます。

○大野秋人議員

関係機関との連絡・連携体制や役割分担が定められており、加えて、毎年の会議を通じて必要な見直しや対策の強化が図られていることを理解しました。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどと同様、民間航空機の事故の場合です。万が一事故が発生した場合、本広域消防局では具体的な対応を示したマニュアル等が整備されているのか、その状況をお聞かせください。あわせて、そのマニュアルではどのような事項が規定されているのかも御説明いただければと思います。

○警防課長（青木謙一郎）

総括で述べました佐賀空港緊急時対応計画や佐賀空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書による関係機関との連携下におきまして、本局では災害防ぎょ活動の指針の中で消防隊の具体的な活動内容を示した航空機事故対応を明記しております。

具体的には、人命救助や消火活動時における爆発や燃料流出などの注意事項、特殊な消火薬剤を使用した消火活動要領などを示したものとなっております。

以上でございます。

○大野秋人議員

指針など定められており、航空機事故対応が明記されているとのことで理解しました。

次の質問です。

佐賀空港緊急時対応計画が策定されていることですが、この計画に基づき、航空機事故を想定した対処訓練や図上訓練などどのような頻度や内容で実施されているのでしょうか。また、訓練への関係機関の関与状況があれば、併せて御説明ください。

○警防課長（青木謙一郎）

佐賀空港におきまして、年に2回、総合訓練を実施されています。この訓練では、連絡協議会の参加機関である佐賀空港、警察、自衛隊、佐賀県医師会、消防などの関係機関が集まり、それぞれの役割分担の下、相互の連携を再確認しているところです。

以上でございます。

○大野秋人議員

次の質問です。次は民間航空機ではなく、オスプレイの場合について質問いたします。

冒頭でも申し上げましたが、オスプレイを含む現代の航空機は、リチウムイオンバッテリー、炭素繊維複合材、複雑な油圧燃料系統などで構成されており、一般の車両に比べて全ての規模が大きく、量も多くなっております。こうした特性を踏まえたと、従来の消防救急装備では対応が不十分となる可能性があるのではないかと危惧しておりますが、現場で活動する職員が二次被害を受けたりするようなことはないのか、また、何らかの対応策などを検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○警防課長（青木謙一郎）

現在、佐賀駐屯地と事故発生した場合の連絡・協力体制の調整を行っているところでございます。万が一事故が発生した場合は、先ほど述べました

本局で定める災害防ぎょ活動の指針に基づいて災害対応することとしております。

なお、この航空機事故において、爆発的な燃焼に備え、隊員が高温下で活動できる耐熱服を装備しております。また、多量の燃料の燃焼に対して、炎を泡で覆い尽くして消火する薬剤を積載した化学タンク消防自動車を配備しています。

以上でございます。

○大野秋人議員

今のところ大丈夫といったことは理解しております。

今後の話になります。今後、佐賀駐屯地の本格運用が始まって、ヘリコプターの離発着数が増えていくことになると思いますが、今後、連携が必要かと思いますが、何かあった場合の協定書や覚書などを締結する予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○警防課長（青木謙一郎）

議員の言われますとおり、新たに開設した佐賀駐屯地との連携も必要不可欠と考えております。そのため、佐賀駐屯地とは、事故時の連絡・連携の体制を確立するため、協定書締結の準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○大野秋人議員

ありがとうございます。多分、協定書をあまり作ったりすることはない状況で今回作らなきゃいけないと思いますので、後々のためにもしっかりしたものを作っていただきたいと思います。

最後に申し上げます。オスプレイの配備は、我が国の防衛体制の強化という国の方針の一環として進められているものですが、言うまでもなく、それを受け入れる地元自治体においては、自治体の機能や住民保護の仕組みが整っていることが大前提です。本広域連合として、万が一の事態に備え続けること、これはめったにある話ではありませんので、続けることは決して容易なことではないと考えております。しかし、構成市町や関係機関との連携を緊密にして、発災時の初動から応急復旧に至るまで一連の対応体制を継続的かつ確実に維持していただきたいと思います。

また、実際に災害が発生しないことこそが地域住民の安全・安心を守る最も望ましい姿であり、同時に、危険な現場で消火・救急活動に従事する職員の安全を守るためにも万全な備えをお願いしたいところです。こうした観点からも、航空機事故等への対応については、今後さらに具体的で実効性のある施策の展開を求めます。

あわせて、本広域連合として、構成市町や関係機関との情報共有と連携をより一層強化していただき、発災直後から応急復旧までの対応体制を確実なものとしていただくようお願いいたします。そして、何よりも住民の安全・安心、また、第一線で対応に当たる職員の安全確保の観点からも、航空機事故への備えをより現実かつ実践的な形にしていきたいと思いますと申し上げ、私の今回の質問を終わります。

◇議長（重松徹議員）

ここでしばらく休憩します。

会議は11時15分に再開します。

午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

◇議長（重松徹議員）

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○山下明子議員

佐賀市の山下明子です。通告しております介護保険に関する2つのテーマで質問をいたします。

まず、制度創設から25年、介護保険の現状と課題を問う～安心して利用できる制度のためというところで伺います。

介護保険制度が2000年に創設されてから25年になります。それまではほとんどが家族内の介護か施設、あるいは病院での社会的入院ということで、とりわけ家族による介護だけでは限界に来ているという悲鳴が上がる中で、介護の問題は、高齢化に伴い誰もが通る道なのだから、社会で引き受けるべきだという考え方により、公費と保険で賄う介護保険制度が始まりました。

当初は介護職への希望が多く、介護支援専門員の競争率が4倍にもなったと言われるほどでした

が、高齢化の進展と利用者の急増、また、それによる費用の急増などにより、要介護認定を抑える目的で、要介護の外に要支援というカテゴリーをつくったり、施設での食事代を保険の対象外したり、介護報酬を引き下げたりと、3年ごとの制度見直しのたびに様々な変更が繰り返されるとともに、保険料は制度当初の倍にも引き上げられました。

一方で、施設整備はサービス付き高齢者向け住宅などは増えているものの、入所費用が高額で利用できない人も少なくなく、特別養護老人ホームの整備は十分とは言えません。住み慣れた地域で在宅で過ごそうとしても、24時間見守りが必要な方への巡回訪問をはじめ、訪問介護サービスは体制が取れずに進まない、あるいは事業所が休止、撤退するという状況も生まれています。これでは保険あって介護なしと言わざるを得ない状況ではないでしょうか。

そこで、改めて介護サービスは利用者が望むような提供ができているのか、伺います。

施設整備は行き届いているのか、特に特別養護老人ホームでの待機者の状況はどうなっているのか、入れない方はどうされているのか、お示してください。

一方、居宅サービスでは、住み慣れた地域で過ごしたいと思っている人が望むようなサービスを受けることができていますか。身体介護だけでなく、生活支援も含めて、在宅で過ごすには重要な柱となるサービスだということを踏まえ、特に訪問介護ではどうなっているのか、お示してください。そして、今後の課題として考えていることについて答弁を求めます。

次に、介護認定調査業務の委託について伺います。

令和8年1月から要介護認定に係る調査業務の一部を指定市町村事務受託法人に委託する予定として、令和7年2月議会での当初予算にも事業が提案されていました。この点について、介護・広域委員会の審査の中でも、現在の認定調査員の処遇がどうなるのかなどについての質疑がなされていました。

今般、6月下旬に行われた広域連合主催の研修会の際に、この件についての説明が行われたのですが、具体的にはっきりした内容が示されないまま会計年度任用職員である在宅の調査員が令和7年度いっぱい雇用止めになるということに不安や戸惑いが広がっているとの声が寄せられました。

そこで、改めて現在の認定調査員の体制と業務委託することになった経緯について答弁を求めます。

以上、総括質問といたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

私からはまず、施設介護及び居宅介護の現状と課題についてお答えいたします。

施設サービスの現状といたしまして、入所待機者の状況を御説明いたします。

特別養護老人ホームの待機者数は、令和2年度は771人でしたが、令和5年度は661人となり、約100人減少しております。

理由といたしましては、有料老人ホームが年々増加していることや、グループホームなどを含め、利用者のニーズに応じた住まいの選択肢が増えたことが上げられます。

なお、待機者661人の居住場所については、種類ごとに割合で申し上げますと、在宅が約27%で、病院が約28%、有料老人ホームやグループホームなどの居住系が約24%、介護保険施設が約16%となっております。

特別養護老人ホームは、ほとんどが待機者のいる施設になりますが、空き部屋があったり待機者がいなかったりするケースもあるようでございます。このような施設による差を解消することで、少しでも待機者を減らすことが課題であると考えております。

一方、居宅サービスの現状としましては、訪問介護や通所介護などのサービスにつきまして、住み慣れた自宅を中心に利用する場合のほか、有料老人ホームで利用する場合など、居宅サービスの在り方自体も分かれてきております。

しかし、特に訪問介護については、利用者のニーズに対して事業所の職員数が不足しているこ

とから、ケアマネジャーが調整に苦慮しているとの声が上がっております。

今後の課題としましては、在宅生活を望む高齢者が地域で生活できるよう、訪問介護などの事業所における介護職員等の人材確保や人材定着につながる方策が必要であると考えております。

続きまして、介護認定調査業務の委託についてお答えいたします。

まず、本広域連合の認定調査員体制につきましては、会計年度任用職員により調査をしております。

その雇用形態は2種類があり、7月1日現在、常勤調査員が10人、在宅調査員が22人となっております。

常勤調査員は、本広域連合の事務所に勤務し、主に事務所の近隣地である調査先に出向いております。

在宅調査員は、調査員の自宅から比較的近い場所を中心に直接調査先に出向いております。

調査対象者の調査実施先は、自宅や病院、入所施設など様々でありますので、移動時間の短縮や急を要する調査に迅速に対応できるよう体制を整備し、調査を行っております。

しかし、地方公務員法が改正され、令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されたことにより、在宅調査員については、休暇や時間外勤務などの雇用管理が複雑になっております。

また、在宅調査員は、調査1件当たりの勤務時間を3.5時間とみなして運用しており、1日の調査件数は原則2件までに制限されております。そのため、申請件数に応じた柔軟な対応が難しく、体制の見直しが必要となっております。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認定調査件数が増加していくことが予想されるため、さらなる認定調査員の確保が必要となってまいります。

また、調査件数は年度や月によって差があるため、その変動にも柔軟に対応していく必要があります。

そこで、認定調査の一部を指定市町村事務受託法人に委託することといたしました。この指定市町村事務受託法人は、介護保険法に基づき都道府

県の指定を受け、保険者からの委託により要介護認定事務を行う法人であり、的確に実施する技術を有しております。

令和8年1月から委託を開始する予定であり、令和8年4月からは在宅調査員は置かないこととなります。

以上でございます。

○山下明子議員

それでは、一問一答に移ってまいります。

まず、介護保険制度全体の問題で、いろいろと実情と、それから、問題意識も述べていただきました。

施設整備に関して、特に特別養護老人ホームで空きのある場所があつて、待機者がいなかったりするケースもあるということで、施設による差があるということで、一方では待機者が661人おられる、しかも、2割は在宅でというようなことですよね。この場合、入所希望者の方に分かるように、例えば、公営住宅だったら随時募集をするとか、ここだけ今こんなに空いていますよという情報が分かるようになっていたりしていますけれども、地域的に、うちの近所でも入れるところが実はあるんだとかいうのが分かれば、また対応が違ってくるのかなという部分もあるわけですが、そういう空きのある施設について、入所希望者に分かるように情報提供をする仕組みはないのでしょうか。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

それでは、空きがある施設を入所希望者に分かるよう情報提供する仕組みについてお答えいたします。

施設につきましては、県が指導監督を行っておりますが、施設の空き情報の提供は行われておりません。

今後、県に対して空き情報を提供できるような仕組みができないか、働きかけを行いたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

空き情報提供の仕組みがないということで、案外これは落とし穴といいますか、そうだったのかということで、事業者側にとっては利用者の確保

にもつながるかもしれないし、また、どうしても待ってられないという方たちが利用できる場所が見つかるかもしれないという点では、やはりこれはぜひ前向きに提案もしていただいて、整備がなされるようにというふうに期待をしたいと思います。

それでは、訪問介護に関してなんですけれども、私はこの問題では、2月議会でも質問をいたしまして、訪問介護に関しての介護報酬が引き下げられたことについての影響に対して、どうなのかと対応を求めた中で、訪問介護事業所へのアンケート調査の集約のことなどが答弁されました。ただ、数が少ないので、もう少し増やしていくためにさらに調査をかけていきたいという答弁もあつていましたし、それから、何が必要なのかよく聞き取りもしながら研究していきたいというふうなことの答弁があつておりました。

この点で、施策の研究や介護人材確保に係る取組の進捗がどうなっているのかについてお答えいただきたいと思います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

介護人材確保の進捗についてお答えいたします。

まず、訪問介護事業所を対象に行ったアンケート調査につきましては、追加調査を行った結果、最終の回答率は39%から44%へと5%ほど増えております。

集約した調査結果につきましては、訪問介護の全事業所へ送付しております。同時に、この結果を構成市町や県にも情報提供を行い、訪問介護事業所が抱えている問題の共有を図っております。

アンケートで触れております人材確保や経営改善に係る経費への補助につきましては、7月に県から申請手続が示されました。この補助事業につきましては、本広域連合域内の事業所へ周知を行っております。

介護人材の確保につきましては、居宅介護支援事業所から訪問介護が不足しているとの声が多く上がっております。域外の事業所を利用しているケースもあるため、県と連携した支援策の検討も重要だと考えております。

また、保険者共通の課題でもあることから、10

月に開催する九州地区介護保険広域化事務連絡協議会においても問題提起を行うなど、引き続き効果的な支援策を研究してまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

39%から44%ということで、まだ半分にもなっていないということで、なかなかこのアンケートに回答すること自体が負担になってしまっているのかどうかというのが、何でこんなに回答が低いのかなと、切実な問題であるでしょうという感じはちょっと持ちますので、一旦締め切っておられるでしょうけれども、やはりここはぜひ聞き取りはしていただきたいなと思います。

というのは、介護・広域委員会で視察をした自治体の中でも、訪問介護事業所にずっと足を運んで直接聞き取りしながら、何が問題か、どんな支援が必要かということ聞いていますというお答えがあつていたこともあります。紙ベースだけでなく、そういうふうに直接聞いて回ることにも必要なのではないかと思いますので、この問題の把握に関しては、数も多いし大変だと思いますけれども、それは引き続きぜひ頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

それで、この25年の間に介護保険事業が連合と構成市町それぞれでやっているわけですが、だんだん構成市町にシフトされていく事業が増えてきているということで、果たして構成市町でやっていることが連合の中でどれだけフィードバックされて、また、いいことは全体に広がっていきますよとか、それから、問題点は共通で解決していきますよというふうな動きがどこまでできていくのかなというのが曖昧になってきているような感じもするわけなんですけれども、現在、連合と構成市町の連携や、そこに向かう課題に関してどのように捉えておられるかをお示してください。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

本広域連合と構成市町との連携や課題についてお答えいたします。

本広域連合管内で行われている介護保険事業は、大きく分けると介護認定を受けられた方を対象に行う介護給付などを本広域連合が、介護認定を受

けられる前の介護予防に関する事業などを構成市町が主に行っております。

構成市町で行っている事業は、介護予防や家族支援、認知症に関する取組など多岐にわたっており、また、その事業内容につきましても、構成市町の地域性に沿った様々な取組を行っております。

本広域連合としましては、構成市町の様々な取組について情報共有を行う場を年に3回から4回程度、定期的に開催し、取組に関する成功事例の紹介や課題点の研究などを行っております。

また、構成市町が共通して抱える地域課題につきましても、協議する場を設け、本広域連合として支援できる事業があれば積極的に取り組んでおります。

以上でございます。

○山下明子議員

情報交換もしていますよということなんですけれども、それから、広域連合全体として取り組める事業があれば、その場をつくって取り組んでいますという御答弁だったんですけれども、構成市町が共通して抱える地域課題について取り組んでいる事業というのは、具体的にはどういうことがあるか、お示しいただけますか。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

構成市町が共通して抱える課題に対し、取り組んでいる事業についてお答えいたします。

構成市町が共通して抱える地域課題について、構成市町と本広域連合が協議する場として、地域ケア連絡会議を開催しております。その会議の中で本広域連合として支援ができる取組はないか、構成市町と協議、検討しております。

今年度は認知症の人に関する住民理解が不十分という構成市町の共通した地域課題に向けた取組を進めております。

取組の内容としましては、毎年年末に放送しております本広域連合のテレビCMにおいて、数パターンの認知症啓発動画を放送する予定です。このことで、多くの方に認知症に関する啓発を行いたいと考えております。

啓発動画の内容につきましても、本広域連合と構成市町で協議をしながら、連携して作成を進め

ているところです。

また、放送後はそれらのCMをまとめたDVDを作成し、構成市町や本広域連合管内の全地域包括支援センターに配付する予定です。配付したDVDは、住民が集まるイベントや通いの場などで啓発ツールとして活用していただきたいと思いますと考えております。

そのほかにも、本広域連合のホームページをはじめ、構成市町のホームページやSNSなどに掲載するなど、構成市町と連携した啓発の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

今の啓発動画に関しても、視察した先で先行事例として参考になった中身が生かされてきたのかなというふうに受け止めております。ただ、構成市町が共通して抱える地域課題という中に、人材確保といった問題というのは、総括の中でも言われていたように、今後の課題ということを言われたと思います。それは当然、構成市町全体の課題でもあるわけですよね。視察であちこち行きながらぶつかるものは、例えば、先般、苫小牧に視察に行ったときに、外国人人材の定着のために、来られた方の家賃なんかは別ですけれども、生活用品を整えるための費用ということで、1人当たり15万円を市として援助していますよと。事業所のほうも大変助かりましたということで声が上がっていますというような御説明があっておりました。

それで、そういうことは大事だよねと思いながらも、いつもぶつかるのは、これは単独で運営されているからですよ。単独で運営されているので、介護保険と高齢福祉と、そういったものをぱっと一致させて進めることができますもんねという話になり、地元の市町に帰ってそういうことを言えば、介護保険に関しては広域連合の話ですもんねというふうになってしまうということで、何か隔靴搔痒の感ありということで、全然具体的に進まないまま時間がたってしまうという印象をこの間ずっと抱えておりました。

それで、例えば、介護人材確保に関して、何らかの支援をしましょうということを、構成市町の

負担金を出し合いながら広域連合としてやるというふうなことも、話し合っとうまくいけば進む可能性だってあるんじゃないかと思うんですね。ですから、それを市町の話ですよとせずに、また、国からの何かの補助金があるまではしませんということでもなく、広域連合として、そういったことを何かできないかということを中心に話し合うことができないのかどうか、構成市町と連携した取組としてできないのかどうか、そういうことに関しての対応をお聞きしたいと思います。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

介護人材確保など、共通して抱える地域課題につきましましては、年に3回開催しております構成市町介護保険担当課長会議において、情報共有を行いまして、内容に応じて協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

すごくさらっとおっしゃっていただいたけど、つまり、今提案したようなことは話し合っていく材料にもしていきますよということで受け止めてよろしいですか。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

繰り返しになりますが、構成市町の担当課長会議において、まず、情報共有を行いまして、内容に応じて協議を進めていきたいと考えております。

○山下明子議員

秀島課長も一緒に苫小牧へ視察に行かれたので、中身は分かっておられると思いますし、今どこでも大変な課題だとして受け止めておられ、また、それぞれの市町に住む住民の方たちが域を越えて利用されるサービスでもあるわけなので、そこら辺を考えて、ぜひ問題提起はしていただきたいというふうに思います。

それで、この問題での最後の部分なんですけれども、今、介護人材の確保に関しては、介護報酬による対応と、それから、処遇改善加算などの対応がなされておりますけれども、介護報酬による対応だけだと、被保険者のサービス利用料の上昇にもつながるという側面がございます。

また、処遇改善加算については、介護従事者へ

の配分として期待されるものではありませんけれども、加算の制度を活用し切れない小規模事業所が取り残されたりとか、あるいは従事者の支給以外に、例えば、訪問介護の場合のガソリン代とか、事業所の運営についての支援には、そういうものがなかなかつなげていけないという見解もあっております。ですから、物価高騰の下で、事業所が安定的に運営できないという厳しい状況が広がっているというのが今の状況だと思います。

もともと介護保険制度の議論のときに、税金で賄うのか保険で賄うのかといった財源問題も盛んに議論をされておりました。今の介護保険の財源負担は公費5割、保険5割ということが当たり前になって進んでおりますけれども、介護の社会的役割がますます求められていることから見て、公費の負担割合を6割、7割と増やして、その中でも特に国庫負担割合を抜本的に増やすということが今後必要なのではないかというふうに思います。制度創設25年という時期でもあり、サービス基盤の安定的な確保や介護人材の確保、また、被保険者やサービス利用者が安心できる施策を拡充していくということについて、当広域連合から県や国に対してしっかり求めていく必要があると思いますけれども、その点についての対応状況についてお答えいただきたいと思います。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

県とは機会あるごとに必要に応じまして問題共有等をし、随時協議を行っているところです。

国への問題提起につきましては、本広域連合が加入する全国介護保険広域化推進会議を通して要望書を提出しております。

その中で、被保険者の過度の負担とならないよう、国庫負担割合のさらなる引上げなど、新たな財政措置を行うことなどの要望、また、先ほど言われました介護人材の確保の国の対応など、要望しているところです。

例年、秋頃に要望に関する集約がありますので、国に対して引き続き要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

国庫負担割合のさらなる引上げ等、新たな財政措置を講じるようにということで要望されるということですので、繰り返されていると思いますけれども、改めて四半世紀たったところで、抜本的にきちっと支えていく対応を国の責任でやりなさいよと、ぜひ求めているいただきたいというふうに思います。

では、1問目に関しては以上です。

それでは、介護認定調査業務の委託に関して、先ほど現在の体制と経緯に関しての御答弁をいただきました。それで、会計年度任用職員という制度の下で、いろいろと雇用の条件、対応が厳しいということが言われたんですけども、市町合併して広域連合にもなって、わざわざ白山の事務所まで来ることはなかなか大変だということで、それぞれのところに住んで、そこから対象の方たちに訪問ができるようにということでの在宅だという、ざっくり言ってそういう位置づけだったんだと思いますが、この中で、改めて在宅の調査員を常勤調査員として雇用するということは考えられなかったのかどうか、伺います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

在宅調査員は、それぞれの家庭の事情などで多様な働き方を望まれる方が多い状況です。令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されてから、常勤調査員を公募した際に、在宅調査員から応募された方は1人だけでした。

常勤調査員として雇用することも検討いたしましたが、本広域連合の事務所にはスペースがなく、また、構成市町の庁舎等での配置も検討いたしましたが、事務室の確保や調査全般の業務管理が難しい状況でありました。

以上でございます。

○山下明子議員

一応検討はされたということだけでも、今の事務所の中では難しいということと、それから、支所ごととか、そういう地域エリアごとでの場所をもしつুক্তたとしても、全体を管理する体制ということが難しいといったようなことだったと思います。もう一つは、やっぱりフレックスに働けるということがあるということなんではないでしょうか。

ね。

一方で、常勤職員の公募に対して1名しか応募がなかったというのが、あらあらという感じは持つわけなんですけど、実際に6月下旬の説明の中ではなかなかはっきりしたことは分らなかったという声が届いていまして、もしこれが委託をされたとなった場合に、今の職員の調査員の方たちの処遇は果たしてどうなっていくのか、待遇面はどうなっていくのかということが一番不安な部分だと思うんですけども、そこら辺に関しては、そのときはそこまで説明されていなかったのか、今説明できることがあるならば、ぜひお示ししたいと思います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

在宅調査員は、本広域連合で培ったスキルをお持ちですので、委託先法人もその雇用は検討されております。その場合の待遇面についてはまだ確認しておりませんので、今後の協議の中で、委託先法人での雇用や待遇面についても確認するよう考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

6月下旬の研修会の後の説明会だったというふうに聞いていますので、やっぱりここに絞ったきちんとした説明というのがなされていく必要があると思いますし、個別の聞き取りという前に、全体でもう一回丁寧に今の状況はどうなのかということに関して説明も必要なのではないかとこのように思います。

そこで、今後、調査員へどのようなスケジュールで対応されていくのかということについてお示ししたいと思います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

在宅調査員への説明につきましては、6月の調査員連絡会議で令和8年度から在宅調査員を置かずに、認定調査の一部を指定市町村事務受託法人に委託する方針について説明を行いました。委託先法人への移行を希望される在宅調査員が円滑な移行ができるよう協議していくこと、新たな情報があれば伝えていくことを説明させていただいております。

今後、在宅調査員の委託先法人での雇用については、委託先法人の調査員募集のスケジュールを確認し、適切な時期に説明会を開催したいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

適切な時期にということでありますけれども、当事者の方たちからの求めがあれば、それは誠実に対応していただきたいというふうに思います。

それで、委託した場合、今度は利用者の立場からの質問になるわけですが、そもそも認定調査の実施主体は広域連合ですよね。そういう中で、利用者からの意見などを広域連合がきちんと把握できるのかどうか、そこら辺についてお示してください。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

委託先法人に委託した場合でも、認定調査の実施主体は本広域連合となります。利用者からの意見、要望、苦情等の把握については、委託先法人と情報共有しながらしっかりと対応してまいります。

以上です。

○山下明子議員

よく給食調理員の委託だとか、そういうときには問題になるのは、雇用されている自治体の職員がそこに直接ものを言ったりすることができないんじゃないかというふうな、栄養士が調理員にものを言えないんじゃないかとか、そういった問題なんかがあったりするわけなんですけれども、そういうことを超えてといいますか、そういうことも踏まえつつも情報提供をしながら、問題があったときにはちゃんと対応するというところで受け止めておりますが、それでよろしいですかね。

委託した場合に、認定調査の質の確保がきちんとできるのか。雇用継続された場合はこれまでの認定調査員たちがされるということにはなるんでしょうけれども、処遇の問題だとかいろんなことから質が落ちていくということはないのかどうかとか、利用者との関係できちんと質の確保ができていくのかどうかということに関して、連合が直接その研修をすとか、そういうことも含めて

ちゃんと把握できるのかどうか。

全部を委託するわけじゃなくて、要するに在宅調査員の部分を委託するということだと思うので、全体の調査員を含めての研修だとか、そういうことも含めての対応ができるかどうか、質の確保に関してお答えください。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

認定調査は、国の調査員テキストの定義に基づき判断基準が定められております。調査の質を確保するため、委託先法人においても研修、指導が実施されます。また、本広域連合が主催する調査員継続研修への参加をしていただきます。

さらに、提出された調査票の内容確認は、今までどおり全件確認し、安定的な調査の質の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

要介護認定の調査に関しては、今でもとても困っているという人が、なかなかその要介護認定を受けようというふうに思っていなかったりする場合があつてびっくりして、いや、それはぜひおたっしゃ本舗に連絡して受けたほうがいいですよという話をしたりすることもあります。

また、現場は結構大変なのに、なかなか認定の基準が、本当にこれは実態に応じてできていると言えるんだろうかと思うようなことがあったりとか、現場との関係では意見もいろいろと出てくる部分というのは確かにあると思うんですね。

ですから、委託された後も、しっかりと利用者の方に寄り添って、必要なサービスをきちんと受けられるように、そういう調査となりますようにということも期待して、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長（重松徹議員）

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は8月8日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時57分 散 会

〔当日配付資料〕

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和7年2月7日から令和7年8月3日まで
に、監査委員より例月出納検査の結果について
下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）
を送付したとおりである。

記

- 2月21日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和
6年度12月分）
- 3月25日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和
6年度1月分）
- 4月25日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和
6年度2月分）
- 5月28日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和
6年度3月分）
- 6月30日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和
6年度4月分）
（一般会計・特別会計等の令和
7年度4月分）
- 7月17日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和
6年度5月分）
（一般会計・特別会計等の令和
7年度5月分）

第23号議案	佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
--------	---

○消防委員会

議案番号	件 名
第19号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
第22号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

議案番号	件 名
第17号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
第18号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
第20号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
第21号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和 7 年 8 月 8 日

令和7年8月8日（金）

午前10時00分～午前10時07分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 坂口 絹代	○	—	—	11. 江原 新子	○	—	—
2. 古賀 公彦	○			12. 藤田 佳典	○		
3. 香月 チェミ	○			13. 山田 誠一郎	○		
4. 諸泉 定次	○			14. 川副 龍之介	○		
5. 大野 秋人	○			15. 重松 徹	○		
6. 白石 昌利	○			16. 堤 正之	○		
7. 古川 輝英	○			17. 福井 章司	○		
8. 筒井 佐千生	○			18. 川原田 裕明	○		
9. 中島 妙子	○			19. 黒田 利人	○		
10. 稲葉 嵩広	○			20. 山下 明子	○		

【凡例】会議時間：①10:00～10:07 ○：出席 欠：欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	南 里 隆
副広域連合長	實松 尊徳	副広域連合長	伊東 健吾
副広域連合長	池田 一善	副広域連合長代理理事	荒瀬 弘之
事務局長	宮崎 直樹	消防局長	村上 正
総務課長兼業務課長	秀島 智英	消防副局長兼佐賀消防署長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀 愛康	消防副局長兼総務課長	松本 和晃
消防局副理事兼予防課長	久米 勝義	消防局副理事兼情報指令課長	嶋 勝 寿
警防課長	青木 謙一郎		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	秀島 智英
議会事務局副局長	北村 康祐	議会事務局書記	片山 寛康
議会事務局書記	中島 優	議会事務局書記	倉谷 裕

本 日 の 案 件

●以下の議案に対する委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決

○第17号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

○第18号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

○第19号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

○第20号議案 令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）

○第21号議案 令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○第22号議案 令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）

○第23号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

●議決事件の字句及び数字等の整理

●会議録署名議員の指名（大野秋人議員、稲葉嵩広議員）

●閉会

◇議長（重松徹議員）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

● 委員長報告

◇議長（重松徹議員）

日程により第17号から第23号、以上の議案を一括して議題とします。

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されていますので、委員長の口頭での報告を求めます。〔委員会審査報告書（31ページ掲載）〕

○諸泉定次介護・広域委員長

おはようございます。介護・広域委員会の委員長報告をさせていただきます。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第17号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算について、委員より、介護支援専門員地域同行型研修事業における研修参加者は、令和5年度と比べてどうだったのかという質問があり、執行部より、令和5年度の初任と主任のケアマネジャーの研修参加者は6名ずつであったが、令和6年度は令和5年度と比べてほぼ半減となっているとの答弁がありました。

これに対して、委員より、介護人材の高齢化が言われている中で、研修参加者が減少していることについて広域連合としてどう捉えているのかという質問があり、執行部より、ケアマネジャーの業務の多忙化などにより、研修の参加者が少なくなっており、広域連合内のケアマネジャー全体の人数も考えて、その効果について再検証が必要と考えている。当該研修は県の補助事業による研修であるが、関係機関と研修全体の見直しについて協議していくとの答弁がありました。

次に、第18号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より、構成市町との連携に関連して、地域介護予防活動支援事業の内容や実施エリアはどうなっているのかという質問があり、執行部より、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修は多久市及び神崎市で実施され、介護予防

に資する多様な地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施については全ての構成市町で実施されているとの答弁がありました。

次に、委員より、介護人材の育成・確保の課題がある中で、こういった取組をしていくのかという質問があり、執行部より、高齢者増加と生産年齢人口減少による、いわゆる2040年問題がある中で、第10期事業計画策定に向けて国の動きを注視し、制度改正等に対応できる準備が必要と考えている。

あわせて、ハラスメント研修などを通して働きやすい環境づくりに力を入れていきたい、また、介護人材確保など共通して抱える地域課題については、構成市町介護保険担当課長会議において情報共有を行い、協議していきたいとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決の結果、第17号議案及び第18号議案は全会一致でそれぞれ認定すべきものと、第20号、第21号及び第23号議案は全会一致でそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

● 委員長報告の省略

◇議長（重松徹議員）

ここでお諮りします。消防委員会については、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定しました。

● 報告に対する質疑

◇議長（重松徹議員）

これより先ほどの介護・広域委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

● 討 論

◇議長（重松徹議員）

会します。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、これをもって討論を終わります。

午前10時07分 閉 会

● 採 決

◇議長（重松徹議員）

これより採決を行います。

まず、第17号から第19号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第17号から第19号議案は認定されました。

次に、第20号から第23号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第20号から第23号議案は可決されました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（重松徹議員）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 会議録署名議員指名

◇議長（重松徹議員）

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において大野議員、稲葉議員、この2名を指名します。

● 閉 会

◇議長（重松徹議員）

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和7年8月佐賀中部広域連合議会定例会を閉

〔当日配付資料〕

令和7年8月8日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 重松 徹 様		
介護・広域委員会		
委員長 諸泉 定次		
介護・広域委員会審査報告書		
本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。		
記		
議案番号	件 名	審査結果
第17号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	認 定
第18号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	認 定
第20号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）	可 決
第21号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）	可 決
第23号議案	佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決

令和7年8月8日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 重松 徹 様		
消防委員会		
委員長 山田 誠一郎		
消防委員会審査報告書		
本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。		
記		
議案番号	件 名	審査結果
第19号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	認 定
第22号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）	可 決

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 重 松 徹

佐賀中部広域連合議会議員 大 野 秋 人

佐賀中部広域連合議会議員 稲 葉 嵩 広

会 議 録 作 成 者
佐賀中部広域連合議会事務局長 出 見 秀 人